



大阪労働局発表
平成25年4月25日

担当	大阪労働局需給調整事業部 電話 06-4790-6319 FAX 06-4790-6309
----	---

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：森岡 雅人）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、同法違反が繰り返し認められたために、全ての労働者派遣契約及び事業運営体制の点検・是正の行政指導を受けているにもかかわらず、同法で義務づけられている一般労働者派遣事業を行う事業所の新設の届出、派遣元責任者の変更届出、事務所移転の届出を法定の期日以内に厚生労働大臣へ行わないまま、約3ヶ月から1年7ヶ月の間、事業を行っていたほか、大阪労働局長による労働者派遣法に基づく報告の徴収に対し、無届の事業所について虚偽の報告を行っていた。また、大阪府内の派遣先2社に対して派遣可能期間を超えて、それぞれ10ヶ月から3年1ヶ月の間、違法状態で労働者派遣を行っていた。

記

第1 被処分一般派遣元事業主

名 称 株式会社キヨウシステム
代表者の職氏名 代表取締役 関井圭一
所在地 大阪市北区梅田二丁目6番20号パシフィックマ
ークス西梅田7階

許可に関する事項	許可年月日	平成 23 年 5 月 1 日
	許可番号	般 27 - 301785
	有効期間	平成 23 年 5 月 1 日～平成 26 年 4 月 30 日

※なお、同事業主は、平成 23 年 4 月 30 日以前も、以下のとおり厚生労働大臣の許可を得て、一般労働者派遣事業を実施していた。

許可年月日	平成 15 年 4 月 1 日
許可番号	般 27 - 020460
有効期間	平成 15 年 4 月 1 日～平成 23 年 4 月 30 日

第 2 処分内容

労働者派遣法第 14 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令

(労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり)

同法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令

(労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり)

第 3 処分理由

株式会社キヨウシステムは、労働者派遣法違反について、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、大阪労働局長から全契約の点検及び是正を 2 度にわたり指示されていたが、当該 2 度目の指導中に大阪労働局の調査により次の 1 から 7 の法違反を行っていたことが明らかになったこと。

1. 平成 24 年 10 月 24 日、福井県福井市長本町 418 パルティール長本 2 階に所在する株式会社キヨウシステム福井営業所（以下「福井営業所」という。）において、A 社を派遣先とする一般労働者派遣事業を行うに当たり、事業所新設にかかる届出を、遅くとも平成 24 年 11 月 3 日までに厚生労働大臣に行わなければならないのに、それを行わなかったこと。
2. 平成 25 年 1 月 7 日に大阪労働局長が労働者派遣法第 50 条に基づき、同社の事業所（労働者派遣事業及び請負事業を行っていないものを含む）について、その名称、所在地、連絡先電話番号及び事業内容を報告するよう求めたことに対し、福井営業所が事業活動を行っているにもかかわらず、平成 25 年 1 月 15 日に提出した報告文書において、福

井営業所に関する事項を一切記載しないことにより、虚偽の報告を行ったこと。

3. 平成 24 年 3 月 1 日、株式会社キョウシステム名古屋支社は、その所在地を名古屋市中村区名駅 2-36-6 伊藤ビル 2 F から愛知県日進市赤池二丁目 607 番地 CROMビル 1 F に移転したにもかかわらず、当該事業所の所在地の変更にかかる届出を、平成 24 年 3 月 11 日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。
4. 平成 24 年 4 月、埼玉県北本市中央 2-89 むさしビル 4 F に所在する株式会社キョウシステム埼玉営業所は、派遣元責任者を変更したにもかかわらず、当該派遣元責任者の氏名及び住所の変更にかかる届出を、派遣元責任者の選任日が明確でないため日を特定することはできないが、平成 24 年 4 月 30 日までには派遣元責任者を選任していることから、遅くとも、平成 24 年 5 月 30 日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。
5. 平成 23 年 4 月、福岡市東区香椎駅前 1-2-18 エクセル香椎 2 F に所在する株式会社キョウシステム福岡営業所は、派遣元責任者を変更したにもかかわらず、当該派遣元責任者の氏名及び住所の変更にかかる届出を、派遣元責任者の選任日が明確でないため日を特定することはできないが、平成 23 年 4 月 30 日までには派遣元責任者を選任していることから、遅くとも、平成 23 年 5 月 30 日までに厚生労働大臣に行わなければならなかったのに、それを行わなかったこと。
6. 同社は大阪府内に所在する B 社に対して労働者派遣を行っていたが、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成 21 年 4 月 2 日から平成 25 年 2 月 20 日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。
7. 同社は大阪市内に所在する C 社に対して労働者派遣を行っていたが、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成 19 年 1 月 16 日から平成 25 年 2 月 15 日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成 25 年 4 月 26 日から同年 7 月 25 日までの間、労働者派遣事業を停止

すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

1. 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第11条第1項
- (2) 労働者派遣法第35条の2第1項

2. 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3. 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

概要図

法違反の事実	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
1. 福井営業所に係る一般労働者派遣事業所の新設の未届						24.10.24 A社に対する労働者派遣の業務を実施	25.2.14 営業所の存在を確認
2. 労働者派遣法第50条に基づく大阪労働局の報告の求めに対する虚偽報告						24.11.4 届出期限を超え、3ヶ月間無届	25.1.15 「50条報告」に記載せず
3. 名古屋支社に係る一般労働者派遣事業所の所在地変更の未届					24.3.12 届出期限を超え、大阪労働局の指摘で届出るまで9ヶ月間無届	24.3.1 移転	25.12.17 届出
4. 埼玉営業所に係る派遣元責任者変更の未届						24.4 変更選任 24.5.31 届出期限を超え、7ヶ月間無届	25.1.15 確認
5. 福岡営業所に係る派遣元責任者変更の未届					23.4 変更選任 23.5.31 届出期限を超え、1年7ヶ月間無届		25.1.15 確認
6. B社に対する派遣可能期間(3年)を超えた労働者派遣			21.4.2 派遣開始			24.4.2 抵触日を超え、以降、違法派遣	25.2.20 確認
7. C社に対する派遣可能期間(3年)を超えた労働者派遣	19.1.16 派遣開始					22.1.16 抵触日を超え、以降、違法派遣	25.2.15 確認

注) 網掛けは、大阪労働局長による全契約の点検・是正を指示する行政指導を受けていた期間。

(1回目:平成21年9月4日~平成22年2月2日, 2回目:平成23年8月30日~継続中)

凡例 ●: 事実が発生した日 --: 適法状態であった期間 ⊗: 違法状態になった日 →: 違法状態であった期間

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

株式会社キョウシステムは、平成 15 年 4 月 1 日に一般労働者派遣事業の許可を受けている(許可番号 般 27-020460)。その有効期間満了の翌日である、平成 23 年 5 月 1 日に一般労働者派遣事業の許可を受けている(許可番号 般 27-301785)。

事業所を新設する際の届出

- 労働者派遣事業を行う事業所を新設する際は、事業開始の翌日から起算して 10 日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 株式会社キョウシステムは、一般労働者派遣事業を行う事業所を新設したにもかかわらず、厚生労働大臣に法定の期日以内に届出を行わなかったものである。

一般労働者派遣事業を行う事業所とは、一般労働者派遣事業の内容となる業務処理（就業条件の明示、派遣労働者に係る労働契約の締結若しくは派遣労働者となろうとする者の登録、派遣労働者に係る雇用管理の実施等の事務の処理。）の一部又は全部を行っている事業所である。

事業所を移転する際の届出

- 労働者派遣事業を行う事業所の所在地を変更する際は、変更した日の翌日から起算して10日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 株式会社キョウシステムは、一般労働者派遣事業を行う事業所の所在地を変更したにもかかわらず、厚生労働大臣に法定の期日以内に届出を行わなかったものである。

派遣元責任者を変更した際の届出

- 派遣元責任者に変更があったときは、変更に係る事実のあった日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 株式会社キョウシステムは、派遣元責任者を変更したにもかかわらず、厚生労働大臣に法定の期日以内に届出を行わなかったものである。

派遣可能期間を超える労働者派遣

- 派遣元事業主は、法定の除外事由がない限り、派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について1年を超える期間継続して労働者派遣を行ってはならないことになっている。なお、派遣先事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し派遣期間を通知し、その

意見を聴いた場合には、派遣可能期間を1年を超え3年以内とすることができる。

- 株式会社キョウシステムは、同一派遣先事業所の同一業務について、3年を超える期間継続して労働者派遣を行ったものである。

労働者派遣法 （抄）

（一般労働者派遣事業の許可）

第5条

第1項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第2項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

第3号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

第4号 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

（変更の届出）

第11条

第1項

一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（略）

○ 労働者派遣法施行規則

第8条第1項

法第11条の規定による届出をしようとする者は、法第5条第2項第4号に掲げる事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して30日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して10日以

〔 内に、（略）厚生労働大臣に提出しなければならない。 〕

（許可の取消し等）

第14条

第1項

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

第1号 （略）

第2号 この法律（第23条第3項、第23条の2及び次章第4節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第3号 第9条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第4号 （略）

第2項

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（労働者派遣の期間）

第35条の2

第1項

派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第40条の2

第1項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。）につ

いて、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。(略)

第2項

前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

第1号 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

第2号 前号に掲げる場合以外の場合 1年

第3項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

第4項

派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保す

るため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告)

第 50 条

厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(権限の委任)

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 1 号 法第 14 条第 2 項の規定による命令

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

第 6 号 法第 50 条の規定による報告徴収

(第 2 ～ 3 号、第 5 号、第 7 号、略)

第 61 条

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 2 号 第 11 条第 1 項、(略)の規定による届出をせず、若しくは
虚偽の届出をし、又は(略)した者

第 3 号 (略)、第 35 条の 2 第 1 項、(略)の規定に違反した者

第 5 号 第 50 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(第 1 号、第 4 号、第 6 号、略)

第 62 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 58 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。